

⑤「書面掲示」規制の見直し（経過措置終了）

★ 対象サービス…全サービス

（生活援助型訪問サービス、運動型通所サービス、サロン型通所サービスは努力義務）

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項等※について、**令和7年4月1日から**全ての介護サービス事業者を対象に、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、**原則としてウェブサイトに掲載することが義務付けられました。ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムが挙げられます。**

※運営規程の概要等重要事項等…（介護老人福祉施設の場合）事業所の運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等）

なお、本市において介護サービス情報公表システム上の掲載については、介護サービス情報公表システム内の「事業所の特色」の「**法令・通知書等で「書面掲示」を求めている事項の一覧**」に**重要事項等をアップロード**することで要件を満たすとしています。

具体的な掲載手順につきましては、静岡市ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

○静岡市ホームページ（ページ ID:56414）

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2984/s012538.html>

⑥認知症介護基礎研修の受講

★ 対象サービス…全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）

令和3年度より、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、**介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられました。**

この義務づけについては**3年の経過措置期間（令和6年3月31日まで）**が、設けられていましたが、**令和6年4月1日からは完全義務化となり、対象となる職員が受講していない場合、運営基準違反となります。**

なお、新入職員の受講については採用後1年間の猶予期間が設けられていますので、事業所内の職員の状況をご確認いただき、計画的な受講をよろしくお願いします。

また、静岡県が認知症介護研究・研修仙台センターを指定団体として設定したことで、集合研修ではなく、**自分のパソコン等でeラーニングによる研修を受講することができるようになっています。**

申込については、下記の「認知症介護基礎研修eラーニング専用サイト」URLからお願いします。

なお、申込にあたっては「事業所コード（事業所番号ではありません）」が必要となるなど注意点もあるため、下記の「静岡県・認知症介護基礎研修 eラーニング実施についてのお知らせ」URLを参照してください。

・認知症介護基礎研修eラーニング専用サイト

<https://kiso-elearning.jp>

・静岡県・認知症介護基礎研修eラーニング実施についてのお知らせ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/ninchisho/1040562/1040747/1040430/1022498.html>

ア 義務付けの対象外

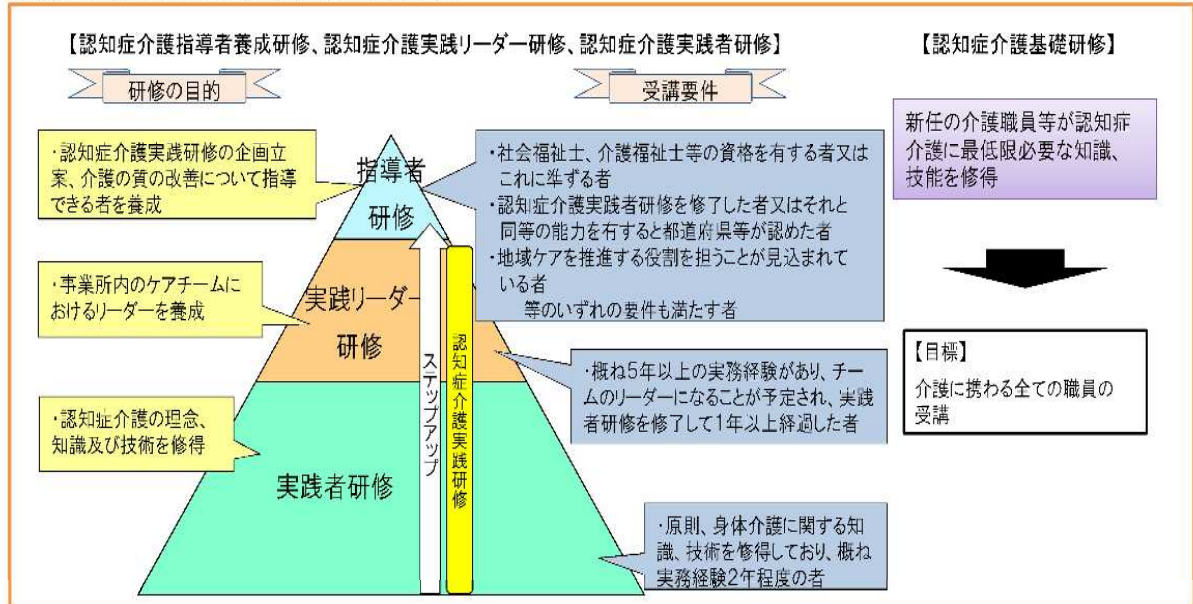
当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、**看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等**となっています。**※柔道整復師、歯科衛生士は等に含みます。**

(参考) 根拠法令等

※訪問入浴介護の場合 H11 厚令 37 第 53 条の 2 第 3 項

H11 老企 25 第 3 二 3 (6) ③

【介護従事者等の認知症対応力向上に向けた研修体系】



※各種研修について、質を確保しつつ、eラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。

出典：厚生労働省資料

令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (令和6年3月15日) より

○認知症介護基礎研修の義務付けについて

問 157 訪問介護員（ヘルパー）研修3級過程修了者、社会福祉主事、民間事業者が実施する認知症関連の資格については、受講義務付けの対象外か。

答 157 訪問介護員（ヘルパー）研修3級過程修了者、社会福祉主事、民間事業者が実施する認知症関連の資格とともに、**受講義務付けの対象となる。**

問 159 当該研修を受講していない者を雇用しても問題ないか。その際、運営基準違反にあたるのか。

答 159 当該研修の義務付けは、雇用の要件に係るものではなく、事業者が介護に直接携わる職員に対し、研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けているものである。したがって、**介護に直接携わる職員として研修を受講していない者を雇用する場合でも、運営基準違反にはあたらない。**なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後1年間の猶予期間を設けている。

問 160 事業所において、人員基準以上に加配されている介護職員で、かつ、介護に直接携わる者が研修を受講していない場合、運営基準違反にあたるのか。

答 160 **貴見のとおり。**

本研修は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施しているものであり、**介護に直接携わる職員であれば、人員配置基準上算定されるかどうかにかかわらず、受講義務付けの対象となる。**

問 162 現在介護現場で就業していない者や、介護に直接携わっていない者についても義務付けの対象となるか。

答 162 **現在介護現場で就業していない者や直接介護に携わる可能性がない者については、義務付けの対象外**であるが、本研修は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであり、介護現場の質向上のために受講することについては差し支えない。

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和3年3月26日) より

○ 認知症介護基礎研修の義務づけについて

問 3 養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講したが介護福祉士資格は有していない者は、義務づけの対象外とすることが可能か。

答 3 養成施設については卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として対象外とする。なお、福祉系高校の卒業生については、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書により単に卒業が証明できれば対象外として差し支えない。

問 4 認知症介護実践者研修の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。

答 4 **認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した者については、義務づけの対象外**として差し支えない。

問 5 認知症サポーター等養成講座の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。

答 5 認知症サポーター等養成講座は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を養成するものであるが、一方で、認知症介護基礎研修は認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施する上での、基礎的な知識・技術及び理念を身につけるための研修であり、その**目的・内容が異なるため、認知症サポーター等養成講座修了者は、義務付けの対象外とはならない。**

⑦新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

- ★ 対象サービス…（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
（介護予防）認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院

令和6年度より、施設系サービス及び居宅系サービスについて、利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めること（努力義務）及び協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことが義務づけられました。

（参考）根拠法令等 ※介護老人福祉施設の場合

H11 厚令第39号

第28条 1～2（略）

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5～6（略）

H12 老企43 第4の31（3）（4）

（3）新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携（第3項）

介護老人福祉施設の入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしたものである。

取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後）において、介護老人福祉施設の入所者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定される。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。

(4) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合（第4項）

協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、第2項で定められた入所者の急変時等における対応の確認と合わせ、当該協力機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行うことを義務付けるものである。協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、協力医療機関のように日頃から連携のある第二種協定指定医療機関と取り決めを行うことが望ましい。